



発行所 蒲生町役場
発行者 石神鎌造
編集人 川崎兼季
印刷所 キング堂印刷所

歳末に際して

町長 石神鎌造

昭和二七年を送るに当は、皆様にかつても大層つて町政一年の跡を顧み御心配いたゞきました。先づ町民の皆様御禮が、その後当局と町議会を申上げたいことは二七一一体となつて百方奔走の年度産米の供出に当りま結果と町民各位の御協力して、蒲生町が逸ち早くによりまして、縣下有数期限前に割当供出の重大の大講堂の竣工を見まし責任を完遂し得たことであ事は誠に喜びに堪えなありまして、之偏へに皆い処であります。

様の協力の現れであると八月には八幡神社大楠と考へて感謝に堪えない処住吉池の遊覧を絡ぐ觀光でありまして、厚く御礼を蒲生の実現を期して失業中上ぐるものであります。對策事業の一環として国町のため町民皆様のた庫補助を以てする。

念願し日々努力して居る事を起し二十八三月完次第であります。一家に工の予定を以て現在之が於て金が無くては何の仕実施中でありまます去る第事も出来ない様に町行政六国会に於ける「経済とに於ても、全く同様であ産業の開發を因る目的のりまして、当局の苦心と鐵道建設を擴充すべし」の意を年頭初頭から心痛し腐心第八国会に於ける「鐵道ししましたことは、高等学建設促進の決議」の趣意校の早期縣立移管への整は三十年來の關係町村民備工事でありまして、講の願望達成の秋來るもの堂建設資金の導入は其のとして蒲生を通ずる。最も大なるものでありま重富帖佐地區↓阿久根間した。此の問題に就いて鐵道敷設請願の大運動を

蒲生町が主体となつて展開したのであります。十二月四日衆議院議院會運輸委員會附託となりまし。たことは是又欣快に存す。年懸案となつて居りまし。た蒲生町の都市計画事業が昭和二十六年十月指定せられましてその第一期工事である上久徳線（林業試験所上より幽栖寺横を通じ中原通りに至る中員十一米道路）を本年度より三ヶ年繼續事業として縣直営にて着工することとに決定之に伴う潰地買収地上物件の移轉問題等並々ならぬ困難を感じたのであります。幸に關係者の御理解と協力によりまして順調に進捗しつゝ、あります。尚本事業の一環として八幡公園の整備に着手第一回工事として楓紅葉ツツジ楨等數百本の植樹を終り又町市場跡及宮脇保育園下を用地として兒童遊園地の設備計画中であります。一方ルース台風災害復舊の假設住宅として全額國庫負担による九戸の割

榮への表彰

日高哲志氏 全國連合戸籍事務協議会長より表彰さる

當を獲得三月工事に着手六月にはその完工を見ましたのであります。戦災復舊及住宅難緩和の国策として実施せられた三分の二國庫負担による災害公営住宅及普通公營住宅建設には合計十五戸を獲得し既に下久徳高等学校隣に六戸の建設を終り現在川東及上場地帯に残り九戸の建設中でありま。其の他町当局の助成及指導の下に實施した土地改良農林道及橋梁等改修工事は優に十指を屈することが出来るのであります。以上一ヶ年の足跡の主なる物のみを挙げましたが

致々として巧く戸籍が個人の身分並ませます。八年に財産關係に最も重要な有るに亘つて法役割を果しつゝあること。規と取組み常に皆様のよく認識して居慎重且つ眞摯をられるところでありま。モットーとして戸籍事務担当者が此の報いられざる戸籍事務に没頭し続けて来た日高哲志氏の誠意が私共町民にとつて何より此の度中央關係結構なことでありま。茲に皆様と共に日高氏連合戸籍事務協議会長の表彰は、事務担当者の一記念品を授与せられたか。第であります。

「門松には枝松を」等 正月行事熱心に討議さる

家庭經濟逼迫の折年末年始の諸行事を簡素化し元費節約を目的としてお互に左の事項を守りましよう。

- 一元日は全戸國旗を掲揚致しましよう
- なるべく学校祝賀式に参列し年始會に出席して回禮は止めましよう
- 門松は枝松に致しましよう
- 御料理は三品までにとゞめましよう
- 出酒は午後十時までに致しましよう
- 七草祝は子供本位にし部落婦人會で致しましよう
- 八節約出来たお金は必ず經濟自立のため貯蓄しましよう
- 九節約出来たお金は必ず經濟自立のため貯蓄しましよう

浦生町教育委員會
浦生町婦人會
浦生町連合青年團

努力は天才なり
酒匂敬氏自治廳長官より表彰さる
去る十月一日の衆議院と携まざる研究の結果些議員選舉最高裁判官國民さかの遅滞もなく完全に審査と五日の縣教育委員處理され常他町村の範町教育委員町議會議員補として光彩を放つて居つ欠選舉は坂打解散によりたのであります。今回自全く予期しなかつた地教治廳長官岡野清豪閣下の委の選舉と三つの同時選認められる所となり縣下舉という前例のない悪條に唯一人選舉事務優秀者件下に執行され有権者各として表彰の光榮に浴せ位もさること乍ら選舉管られたのであります。本人理委員會としても当惑しの名譽は勿論蒲生町とし煩雜なる事務を遺漏過誤でも大いに面目を施したなく完遂せんがため委員所であり、茲にお慶びを長以下腐心したのでありお分ちいたしまして今後各各位の全面的なる御協いたしませと共酒匂氏力と就中委員會書記であの御健斗を祈つて已まなる酒匂敬氏の多年の経験い次第であります。

議會報告(十一月)

一臨時町議會 期日十一月二七日(三日間) 二八日(三日間)

出席者 二三名

提出議案

- 1. 議案第四八号 蒲生高等學校縣立移管に伴う土地建物備品の寄附に關する件
2. 議案第四九号 兒童遊園地、公園、觀光地の指定について議決を求むる件
3. 議案第五〇号 公營住宅災害復旧費起債議決に關する件
4. 議案第五一号 公立學校災害復旧費起債議決に關する件
5. 議案第五二号 別府川改修費町負担金起債議決に關する件
6. 議案第五三号 蒲生町職員定數條例中一部改正條例
7. 議案第五四号 昭和二七年度蒲生町才入才出追加更正予算
8. 議案第五五号 昭和二七年度才入才出決算認定に關する件

本案は懸案の講堂が無事落成したので、引続き移管のための手續を完了し、縣議會の議決を得て速に移管せんがためのものであり原案通り可決

本案は別府川の改修工事も本年度で終了するのでその負担額百六拾五万円以内の起債をせんとするもので原案通り可決

本案は教育委員会が發したので之に伴い人事異動があり、町長の事務部署に於ては特に町税の徴収状況に對して鋭い批判と

新に教育委員会の事務部署の職員を六名増とせんとするものであり原案通り可決

7. 議案第五四号 昭和二七年度蒲生町才入才出追加更正予算

本案は追加更正であり才入は起債に仰ぎ才出に於て、教育委員会設置に伴う純然たる増加が拾六万貳千七百四拾円、組替分が拾參万七千貳百拾五円計上されておるのが目新らしいものでその他は款項別審議の結果原案通り可決

8. 議案第五五号 昭和二七年度才入才出決算認定に關する件

本件については地方自治法第二四〇條の規定に基き二名の議會議員立會の上四日間互に監査を受け結果は詳細に報告され何等不正並びに数字に誤りがないことが確認されたのであります。才入面に於ては特に町税の徴収状況に對して鋭い批判と

度人々の心の隙につけてむと忽ち破壊的な火災となつて我々の恐ろしい害悪を及ぼしますこの憎むべき火災は火のあるところ必ず眠つており人々が油断すると何等の予告なしにしかも多くは都合の悪い時に現はれ人心の虚をついて甚だしい損害をだします年に數回消防週間の年末の火災を未然に而

昭和27年12月25日發行

このように建て、は焼下の發生件數一八八件に下して損害額六億九百九拾五萬四千餘円焼失坪數一三二八坪となつており

昭和二十六年中の全國の火災損害額は、二二億三、三三萬餘円となり三十分間に一回づゝ火災が發生し毎日六千八百八萬餘円が灰になつてゐる勘定であり若し二六年中に火災がなかつたとすれば一億五千四百拾萬餘円であ

りこれだけの金額を百円札で積重ねると一五〇米四十纏の高さになります

終戦後六ヶ年間(昭和二十一年と昭和二十六年)の縣内の火災損害額は六億六千四百餘円であり今これを百円札で横にな

らべてみるとその長さ一〇九五軒に及び鹿兒島驛から東海道本線大垣驛までえん、百円札の「むしろ」がしきつめられる計算になります

昭和二十七年に入りきり火災の損害は急に上昇して去る四月二十四日の鹿大及び縣立病院の大火を初め數多の大火を出し

一月より九月末までの縣

の發生件數一八八件に下して損害額六億九百九拾五萬四千餘円焼失坪數一三二八坪となつており

このように建て、は焼下

き焼いては建て、何時になつたら住宅難が解消することとせう我々は先づ

轉ばぬ先に充分注意しよう

うではありませぬか国や縣もこの災厄を防ぐため

その原因を調べています

が何と云つても失火が一

番多く約八〇%を示して

おりその内譯は弄火が最

高を示し次いでかまどい

ろり煙突取灰乾燥釜煙草

の吸殻灯火焚火電熱器七

輪等の不始末の順になつ

ております

私共の注意によつて前記の災厄の八〇%は未然に防止出来る計算ではありますまいか

次に年を通じて何月が火災が多いかについて調べますと十二月が最高で二と三月と七月八月の順となつております國は過去の貴重な資料に基揚つて人々の警火心を

【消防係】

老令もと軍人等特別給与金の申込について

終戦後の軍人恩給停止の措置によつて恩給(含妻に支給される扶助料)が支給されなくなつた老令元軍人の方々に對し今

回老令もと軍人等特別給与金が支給される事に當り、

与金に支給される事に當り、

さるる方では未だ申込され

てない向は至急役場厚生係

で申込用紙受領の上申

請して下さい

1. 普通恩給又は妻に支給される扶助料(但し公務

8. 明治二十六年一月一日以前に出生し昭和二十

7. 以前に出生し昭和二十

7. 以前に出生し昭和二十

7. 以前に出生し昭和二十

7. 以前に出生し昭和二十

7. 以前に出生し昭和二十

7. 以前に出生し昭和二十

